

環 境 方 針

今日の環境問題は、廃棄物、水、土壌等の汚染の身近な問題から地球温暖化、越境大気汚染等の地球規模の問題に至っており、複雑、多様化しています。また、G7 富山環境大臣会合で採択された「富山物質循環フレームワーク」を踏まえ、本県には食品ロスや食品廃棄物の削減を県民参加の運動として推進するなど、環境保全のフロントランナーとしての役割が求められております。

このような中、当センターは、本県の快適で恵み豊かな環境を保全し、創造するための監視・調査・研究を担う中核機関として、また、一事業者・消費者として、その責務と役割を自覚し、環境の保全及び創造に向けた具体的な取組を率先して実行する必要があります。

このことから、当センターは、環境関連の法令等の遵守はもとより、施設の点検及び保全、作業環境の整備、エネルギー使用状況の把握等の環境改善活動を継続的に推進し、循環型・低炭素社会の構築に取り組みます。さらに、県民に対する環境学習の場の提供、事業者に対する環境改善活動の啓発等により、県民及び事業者の自主的かつ積極的な環境保全活動を支援し、その促進を図ります。

環境に配慮する行動として、次のことに重点的に取り組みます。

(1) 環境への配慮の率先実行

- ・省資源・省エネルギーの推進
- ・グリーン購入の積極的推進
- ・廃棄物の3R（排出削減・再使用・再生利用）の推進
- ・化学物質対策の推進
- ・環境に関する危機管理対策の推進
- ・地域の特性及び環境問題の変化に対応した調査研究の推進

(2) 県民及び事業者の自主的かつ積極的な行動への支援

- ・県民への環境情報の提供及び環境教育の推進
- ・事業者の循環型・低炭素社会の構築に向けた環境保全活動への支援

この環境方針、活動実績等は、職場内に掲示して全職員に周知するとともに、ウェブページへの掲載及び見学者等への配布を通じて広く公表します。

平成 30 年 4 月 1 日

富山県環境科学センター

所長 浦田 裕治

